

実務経験を不要とする国家資格保有者の考え方

令和5年9月4日

基本的考え方

検討結果報告書

検討結果報告書においては、「外国人支援コーディネーターが行う相談対応支援等に必要
な一定程度の知識及び技術を修得していることが国家資格により客観的に確認できる者につ
いては、実務経験は不要とする。」としている。

実務経験を求めている趣旨

- 外国人支援コーディネーターが行う相談対応業務等には、専門的知識や技術が必要であり、養成研修における学習内容も、専門的な内容が多く含まれている。
- 対人の相談対応支援に従事した実務経験等がない者については、養成研修の内容を十分に理解し、外国人支援コーディネーターとしての基本的な業務を行うための知識や技術を身に付けることは困難である。

→相談窓口等での実務経験を必要としている。

実務経験の免除について検討する理由

国家資格の取得に当たって、実務経験等により、外国人支援コーディネーターとしての基本的な業務を行うために必要な一定の知識や技術を既に身に付けている者については、養成研修の実践や事例検討にも対応でき、十分な実力を備えていると判断できることから、受講要件としての実務経験は求めないことが適当である。

免除対象とする国家資格の検討ポイント

実務経験の免除対象とする国家資格の判断に当たっての検討ポイント

どのような国家資格について実務経験を免除するのかを判断するに当たっては、以下のようなポイントが考えられる。

- ◎ 当該国家資格の取得に当たり、受験要件として、外国人支援コーディネーターが行う相談対応業務等に必要な一定程度の知識及び技術を修得しているとみなす（評価する）ことができるような内容の対人支援に係る実務経験等を有しているといえるか。
- ◎ また、そうした実務経験等は必須となっていないが、国家資格の取得に当たり、一定の実務経験等の要件とは別に一定の専門的知識や技術に係る科目等を履修していることをもって受験要件を満たすこととされている国家資格については実務経験を免除とするという考え方もあり得る。

実務経験を不要とする国家資格に係る考え方

考え方

- 一定の知識や技術の受講・習得だけではなく、該当する国家資格の取得までに実務や実習を経験し、相談対応業務の実務経験と同等の実践力を有していると判断できる資格保有者については、検討結果報告書の記載のとおり、対人支援という職務上の性質上、実践を通じて知識や技術を研さんするとともに実務遂行能力を培ってその能力を向上させることが必須であることから、専門的な知識や技術等の学習の履修だけでは不十分であるため、相談窓口等での実務経験がある者のみを対象とすることが適当である。
ただし、国家資格の受験資格として、実務経験が特定の研修か試験の修了のどちらかが要件とされている等、当該国家資格制度において、一定の実務経験の代替措置がとられている場合は、当該代替措置に基づき当該国家資格を取得した者についても実務経験の免除対象とすることとする。
- 上記の考え方に基づけば、検討結果報告書で例示されているもののうち次の国家資格は実務経験の免除対象となる。
 - ・ 社会福祉士
 - ・ キャリアコンサルタント
 - ・ キャリアコンサルティング技能士（1級・2級）

(参考1-1) 社会福祉士の定義

社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法

第二条第一項

この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

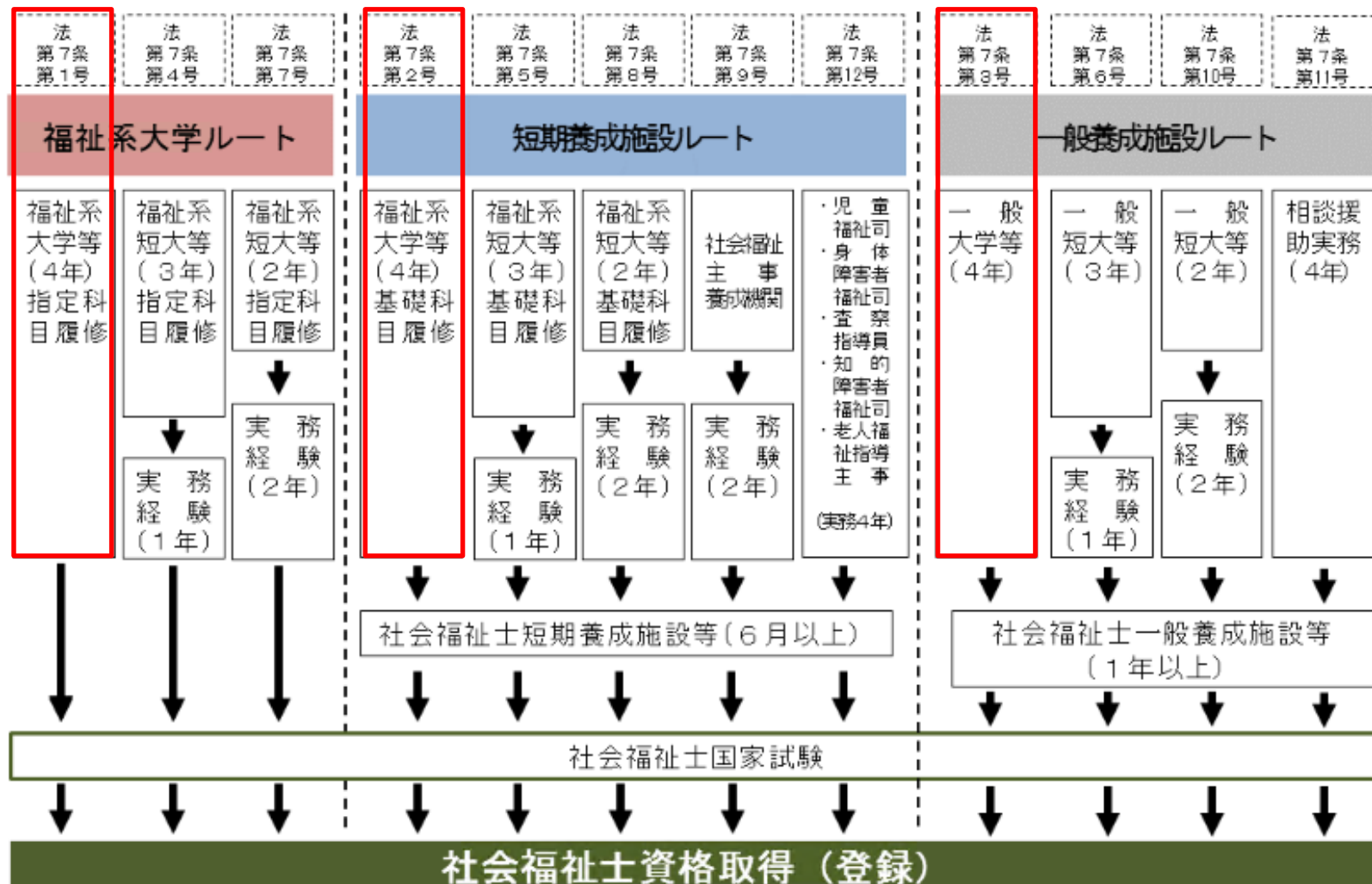
第四十七条第一項

社会福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス（次項において「福祉サービス等」という。）が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

(参考1-2) 社会福祉士試験における実務経験の取扱

社会福祉士の資格取得ルート

「法」…社会福祉士及び介護福祉士法



※ 赤枠のルートについては、大学等でソーシャルワーク実習(240時間)を履修する。

(参考1-3) 社会福祉士養成課程の養成科目

社会福祉士養成課程の養成科目(右側は通信課程の養成科目)

社会福祉士養成科目【見直し後】	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等	
			指定科目	基礎科目
①医学概論	30		○	○
②心理学と心理的支援	30		○	○
③社会学と社会システム	30		○	○
④社会福祉の原理と政策	60	60	○	
⑤社会福祉調査の基礎	30		○	○
⑥ソーシャルワークの基盤と専門職	30		○	○
⑦ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	30		○	○
⑧ソーシャルワークの理論と方法	60	60	○	
⑨ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60	60	○	
⑩地域福祉と包括的支援体制	60	60	○	
⑪福祉サービスの組織と経営	30		○	○
⑫社会保障	60		○	○
⑬高齢者福祉	30		○	○
⑭障害者福祉	30		○	○
⑮児童・家庭福祉	30		○	○
⑯貧困に対する支援	30		○	○
⑰保健医療と福祉	30		○	○
⑱権利擁護を支える法制度	30		○	○
⑲刑事司法と福祉	30		○	○
⑳ソーシャルワーク演習	30	30	○	
㉑ソーシャルワーク演習(専門)	120	120	○	
㉒ソーシャルワーク実習指導	90	90	○	
㉓ソーシャルワーク実習	240	240	○	
合計	1,200	720	23科目	15科目

大学等においても、全ての科目の履修を必修化

社会福祉士養成科目【見直し後】	通学課程	通信課程					
		一般養成			短期養成		
		面接授業	印刷教材	実習	面接授業	印刷教材	実習
①医学概論	30		90				
②心理学と心理的支援	30		90				
③社会学と社会システム	30		90				
④社会福祉の原理と政策	60		180			180	
⑤社会福祉調査の基礎	30		90				
⑥ソーシャルワークの基盤と専門職	30		90				
⑦ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	30		90				
⑧ソーシャルワークの理論と方法	60		180			180	
⑨ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60		180			180	
⑩地域福祉と包括的支援体制	60		180			180	
⑪福祉サービスの組織と経営	30		90				
⑫社会保障	60		180				
⑬高齢者福祉	30		90				
⑭障害者福祉	30		90				
⑮児童・家庭福祉	30		90				
⑯貧困に対する支援	30		90				
⑰保健医療と福祉	30		90				
⑱権利擁護を支える法制度	30		90				
⑲刑事司法と福祉	30		90				
⑳ソーシャルワーク演習	30	45	81		45	81	
㉑ソーシャルワーク演習(専門)	120		324			324	
㉒ソーシャルワーク実習指導	90	27	243		27	243	
㉓ソーシャルワーク実習	240			240			240
合計	1,200	72	2,808	240	72	1,368	240

(参考2-1) キャリアコンサルタント及びキャリアコンサルティング技能士の定義

キャリアコンサルタント

職業能力開発促進法

第二条第五項

この法律において「キャリアコンサルティング」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいう。

第三十条の三

キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを業とする。

キャリアコンサルティング技能士

キャリアコンサルティング技能士とは、優れたキャリアコンサルティング技能・知識のレベルの到達度を証明する資格であるのに対し、キャリアコンサルタントは、一定のキャリアコンサルティング技能を有したうえで、法律に則って守秘義務を守り、継続的に技能・知識を学習・研鑽している専門家であることを証明する資格です。

技能検定は、1級（指導レベル）、2級（熟練レベル）と技能・知識の到達度がレベル分けされており、いずれのレベルも、国家資格キャリアコンサルタントに求められるレベルよりも上位に位置づけられています。

(参考2-2) キャリアコンサルタント試験における実務経験の取扱

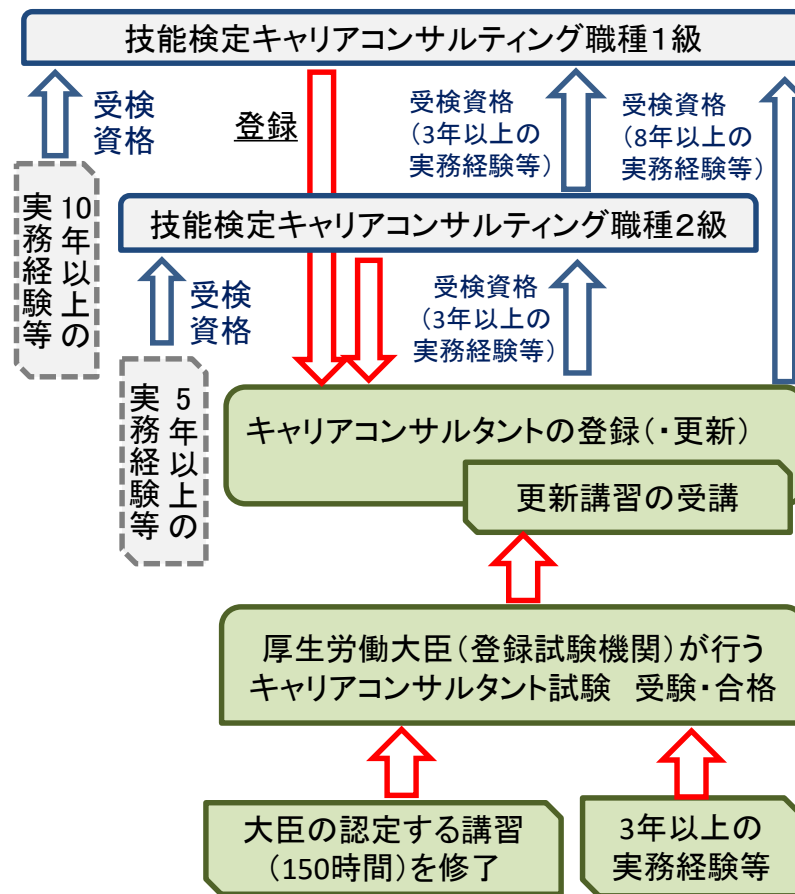
キャリアコンサルタント試験の概要

- 厚生労働大臣の登録を受けた法人(※1)が年3回実施。学科試験及び実技試験からなる。
 - 受験要件
 - ① 厚生労働大臣が認定する講習の課程(※2)を修了した者
 - ② 労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上のいずれかに関する相談に関し3年以上の経験を有する者
 - ③ キャリアコンサルティングに関し、1級又は2級の技能検定において学科試験又は実技試験に合格した者。
 - ④ ①～③に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められるもの
- ※一部試験免除措置あり

キャリアコンサルタント登録の要件

- 厚生労働大臣の指定を受けた法人(※3)がキャリアコンサルタントの登録の実施に関する事務を行っている。
 - 登録要件
 - ・キャリアコンサルタント試験に合格した者
 - ・5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の徒過によって、その効力を失う。
 - 登録の更新
 - ・登録の有効期間満了日の90日前から30日前の間に申請が必要。
 - ・有効期間満了日の前までに大臣指定の更新講習(知識講習8時間以上、技能講習30時間以上)(※4)の受講が必要
- ※一部講習免除措置あり

＜キャリアコンサルタント登録のスキーム図＞



【キャリアコンサルタント登録者数】(令和5年3月末) 65,879人

※1 平成28年4月1日現在、特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会及び特定非営利活動法人日本キャリア開発協会の2機関を登録試験機関として登録。

※2 令和5年4月1日現在、24講習(22機関)を認定。

※3 特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会を指定登録機関として指定(1機関に限り指定可)。

※4 令和5年4月1日現在、知識講習42講習(36機関)、技能講習596講習(97機関)を指定。

(参考2-3) キャリアコンサルティング技能検定における実務経験の取扱

等級区分	受検資格
1級	10年以上の実務経験を有する者
	9年以上の実務経験を有する者で、大学※ ¹ において検定職種に関する科目※ ² について20単位以上修得し、卒業したもの
	9年以上の実務経験を有する者で、キャリアコンサルタント試験※ ³ の受験要件を満たすものとして厚生労働大臣が認定する講習を修了したもの又はこれと同等以上の講習を修了したもの
	8年以上の実務経験を有する者で、大学院※ ⁴ において検定職種に関する科目について8単位以上修得し、修了したもの
	8年以上の実務経験を有する者で、キャリアコンサルタント試験※ ³ に合格したもの、又はキャリアコンサルタントであるもの※ ⁵
	2級の技能検定に合格した者で、その後、3年以上の実務経験を有するもの
2級	5年以上の実務経験を有する者
	4年以上の実務経験を有する者で、大学※ ¹ において検定職種に関する科目※ ² について20単位以上修得し、卒業したもの
	4年以上の実務経験を有する者で、キャリアコンサルタント試験※ ³ の受験要件を満たすものとして厚生労働大臣が認定する講習を修了したもの又はこれと同等以上の講習を修了したもの
	3年以上の実務経験を有する者で、大学院※ ⁴ において検定職種に関する科目※ ² について8単位以上修得し、修了したもの
	3年以上の実務経験を有する者で、キャリアコンサルタント試験※ ³ に合格したもの、又はキャリアコンサルタントであるもの※ ⁵

※1 大学には、課程が学校教育法による大学の学士課程と同等の教育水準であると独立行政法人大学改革支援・学位授与機構によって認定された大学及び学校教育法による大学と同等以上と認められる外国の学校を含む。

※2 検定職種に関する科目とは、研究科や専攻の名称にとらわれず、心理学・教育学・社会学・経営学・社会福祉学・看護学・その他の人間科学及び人事・労務管理関連科目のうち、協議会が認めたものに限る。

※3 キャリアコンサルタント試験とは、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の4に規定するキャリアコンサルタント試験をいう。

※4 大学院には、学校教育法による大学院の他、課程が学校教育法による大学院と同等の教育水準であると独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が認定した大学院及び学校教育法による大学院と同等以上と認められる外国の学校を含む。

※5 キャリアコンサルタントであるものとは、職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタントであるものをいう。